農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫等が融資します。

１．借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいいます。

２．借入条件

（１）資金の使途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

・農地等の取得
・農地等の改良等
・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

（２）借入限度額 ：個人 ３億円（複数部門経営等は６億円）
法人 10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

（３）借入金利：１．０５％～２．００％（令和７年６月 18 日現在）

（４）償還期限：２５年以内（うち据置期間１０年以内）

（５）その他

農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く。）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大２％）により、貸付当初５年間実質無利子での融資（最大 20 億円）を受けることができます。

３．取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

４．問い合わせ先

□㈱日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
□沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど